

電話予約で土・日曜日の交付 郵送での申請・交付

平日、市役所へ来られない人は、住民票や納税証明書などの証明書を電話予約で土・日曜日に受け取ったり、郵送で申請・受け取りしたりすることができますので、利用してください。

電話予約

交付できる書類と問い合わせ先

○住民票、軽自動車用住所証明：市民課(☎20・1525)

○課税証明書、非課税証明書、所得証明書、所得等証明書(子ども手当用・扶養手当用・奨学生用)、法人住所証明書：市民税課(☎20・1513)

○評価額証明書、公課証明書、資産証明書、課税台帳記載事項証明書、課税台帳記載証明書：資産税課(☎20・1514)

○納税証明書：納税課(☎20・1519)

○予約方法 電話で各担当課に交付予約をし、証明書の必要なる人の住所・氏名・受け取る場所・時間などを伝えてください(下総支所市民福祉課(☎96・1113)、大栄支所市民福祉課(☎73・8066)でも受け付けています)

受付日時 月～金曜日(祝日、年末年始は除く)午前8時30分～午後5時(金曜日は午後3時)

交付方法 交付場所でも本人確認をした後、交付します。本人確認ができるもの(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)を持ってきてください

交付日時 土・日曜日(祝日、年末年始は除く)午前8時30分～午後5時

交付場所 市役所時間外受付(地下1階)、中央公民館(下総・大栄支所では受け取れませんので注意してください)
手数料 1通300円(無料のものもあり)

郵送による交付申請

市民課、市民税課、資産税課、納税課で交付する証明書を、郵送での交付申請により受け取ることができます。

郵送での交付申請をする場合は、申請書(請求書)、返信用封筒、交付手数料(定額小為替)、本人確認ができるものなどが必要です。申請できる証明書の種類など詳しくは各担当課に問い合わせてください。

住民票・印鑑登録証明書 自動交付機で取得できます

自動交付機を利用するには、暗証番号が登録された専用カードが必要です。印鑑登録証明書と住民票が取得できる「印鑑登録証・なりの市民カード」と、住民票のみが取得できる「なりの市民カード」の2種類があります。

カードの交付申請には、4桁の暗証番号の登録が必要になりますので、必ず本人が申請してください。現在お持ちの印鑑登録証を専用カードに取り替えることもできます。

必要なもの 印鑑登録証(すでに印鑑登録している人)、印鑑(新規で印鑑登録する人は登録する印鑑)、顔写真付きの本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど)
受付場所 市民課(市民課赤坂・遠山分室では受け付けできません)、下総・大栄支所市民福祉課

本人確認書類がない場合は、後日、申請人の意思確認のための「照会書」を自宅に郵送しますので、「回答書」欄に押印し必要事項を書いて、申請窓口につけてください。本人確認書類がない人でも、成田市に印鑑登録している人を保証人として申請した場合は、即日交付が受けられます。そのとき、保証人の登録印の押印と登録番号の書かれた保証書が必要になります。

自動交付機の設置場所と稼働時間

設置場所	稼働時間	休止日
市民課前	午前8時30分～午後5時	土・日曜日(第2・4日曜日を除く)、祝日、年末年始
三里塚コミュニティセンター(☎40-4880)	午前9時～午後5時	休館日(くわしくは各施設に問い合わせてください)、祝日、年末年始
中央公民館(☎27-5911)		

自動交付機で利用できるのは、紙幣は千円札のみ、硬貨は10円以上です。

※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所市民福祉課(☎96・1113)、大栄支所市民福祉課(☎73・8066)へ。